

全国の町村等職員のみなさまへ

令和5年度

抜 粋 版

任意共済

春の新規加入のご案内

任意生命保険

任意医療保険

任意収入補償保険

全国町村等職員

任意生命保険

【団体定期保険】

死亡・所定の
高度障がい状態を保障!!

任意生命保険 ご案内ムービー

右記を携帯電話・スマートフォン等で読み、アクセスしてください。(通信料がかかります)



全国町村等職員

任意医療保険

【総合医療保険(団体型)】

1泊2日以上の上記入院・手術等を保障!!

任意医療保険 ご案内ムービー

右記を携帯電話・スマートフォン等で読み、アクセスしてください。(通信料がかかります)



お申込みはWEBで!

全国町村等職員

任意収入補償保険

【団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

加入希望の方は
右記QRコードから
アクセスください。



GLTD ご案内ムービー

右記を携帯電話・スマートフォン等で読み、アクセスしてください。(通信料がかかります)



(詳細は15ページをご参照ください。)

任意生命保険のみ・任意医療保険のみのご加入も可能です。

申込締切日

令和5年4月28日(金)

加入日(効力発生日)

令和5年7月1日

重要

当ご案内は令和4年10月時点の保険の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。お申込みにあたっては、別途ご提供しております「パンフレット(全体版)」を必ずお読みください。

N-コンシェルジュのご案内

任意生命保険・任意医療保険に
ご加入の方のみの特典です!

健康管理から趣味に至るまで
豊富なメニューをご用意!!

詳細は、裏表紙をご確認ください。

ライフイベントに合わせたおすすめプラン!!

25歳の方

(独身)

本人:25歳

独身でも、病気やケガによる入院・手術等・就業障害などへの備えは必要です。任意共済を上手に活用して備えましょう。

任意生命保険

団体定期保険

死亡・所定の高度障がい状態の保障

① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

死亡保険金額(高度障がい保険金額)

②

+

災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人

①の場合… 200万円

②の場合… 400万円

(月払掛金

男性 236円
女性 158円)

35歳の方

(配偶者・子ども1人あり)

本人:35歳 男性 配偶者:32歳 女性
子ども:3歳

結婚やお子様の誕生で手厚い保障が必要な時期です。団体保険としての割引が適用された掛金で、賢く保障を準備しましょう。

① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

死亡保険金額(高度障がい保険金額)

②

+

災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人

①の場合… 3,000万円

②の場合… 6,000万円

(月払掛金

3,540円)

配偶者

①の場合… 1,000万円

②の場合… 2,000万円

(月払掛金

790円)

任意医療保険

総合医療保険(団体型)

1泊2日以上の上の継続入院・手術等の保障

入院給付金日額

本人

5,000円

(月払掛金

男性 1,180円
女性 1,180円)

入院給付金日額

本人

10,000円

(月払掛金

2,670円)

配偶者

5,000円

(月払掛金

1,285円)

子ども(1人)

3,000円

(月払掛金

495円)

任意収入補償保険

団体長期障害所得補償保険

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったときの収入を補償



お申込みはWEBで!

月額保険金額

本人

月額 15万円(3口)

(月払保険料

男性 1,485円
女性 1,503円)

月額保険金額

本人

月額 20万円(4口)

(月払保険料

3,136円)

任意生命保険 任意医療保険 任意収入補償保険

月払掛金・保険料
合計

男性 2,901円

女性 2,841円

11,916円

任意生命保険

任意医療保険

任意収入補償保険

<「任意生命保険」と「任意医療保険」について>
 年齢は、保険年齢で記載しております。
 「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

掛金は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。
 また、任意生命保険の本人・配偶者の掛金は年齢・性別、任意医療保険の本人・配偶者の掛金は年齢によって異なります。

45歳の方

(配偶者・子ども2人あり)

本人:45歳 男性 配偶者:42歳 女性
 子ども:12歳・10歳

お子様の教育資金やご自身の健康など様々なことに気を配る必要があります。任意共済をフル活用して保障を準備しましょう。

① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

② 死亡保険金額(高度障がい保険金額)
 ① +
 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… **3,000万円**
 ②の場合… **6,000万円**
 (月払掛金 5,190円)

配偶者 ①の場合… **1,000万円**
 ②の場合… **2,000万円**
 (月払掛金 1,310円)

55歳の方

(配偶者あり)

本人:55歳 男性 配偶者:52歳 女性

退職後を意識し、将来的に退職者継続加入制度を活用することも視野に、任意共済で長期にわたる保障を確保しておきましょう。

① 死亡保険金額(高度障がい保険金額)

② 死亡保険金額(高度障がい保険金額)
 ① +
 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)

本人 ①の場合… **2,000万円**
 ②の場合… **4,000万円**
 (月払掛金 6,300円)

配偶者 ①の場合… **400万円**
 ②の場合… **800万円**
 (月払掛金 888円)

P3~P5

入院給付金日額

本人 **12,000円**
 (月払掛金 4,032円)
 配偶者 **5,000円**
 (月払掛金 1,425円)
 子ども(2人) 1人あたり **3,000円**
 (月払掛金 495円)

入院給付金日額

本人 **10,000円**
 (月払掛金 5,840円)
 配偶者 **5,000円**
 (月払掛金 2,165円)

P7~P9

月額保険金額

本人 月額 **20万円(4口)**
 (月払保険料 6,316円)

月額保険金額

本人 月額 **15万円(3口)**
 (月払保険料 7,470円)

P15

19,263円

22,663円

任意生命保険

任意医療保険

任意収入補償保険

任意生命保険

【団体定期保険】

この保険の特徴

- 掛金には**団体保険としての割引**が適用されます。
また、1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。**
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続き**です。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- **一旦加入すれば、その後病気になるられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。**
- ライフイベントの変化に合わせて、**毎年保障額の見直しができます。**
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 「**新型コロナウイルス感染症**」を直接の原因としてお支払事由(死亡・高度障がい)に該当した場合(※1)、**死亡保険金(高度障がい保険金)に加え、災害保険金(災害高度障がい保険金)(※2)のお支払対象となります。**
(※1)医師の診断書を必要とします。
(※2)災害保険金(災害高度障がい保険金)については、令和4年11月1日時点の内容となります。
今後、取扱変更となる可能性があります。



ご参考

過去3年間の配当還元率※

年 度 (保険期間)	令和3年度 (R3.1.1～R3.12.31)	令和2年度 (R2.1.1～R2.12.31)	令和元年度 (H31.1.1～R1.12.31)
配当還元率	約 18.7%	約 19.0%	約 11.9%

※年間払込掛金に対する配当金の割合です。

●上記数値は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

加入資格

■以下の加入資格の他、「中途加入申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。
以下の年齢は令和5年7月1日現在の年齢です。

- 《職 員》 町村(一部の市を含む)、あるいは町村(一部の市を含む)の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の方で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。(S33.1.2生～H21.1.1生まれの方)
 - ・町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。
 - ・系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。
- 《配 偶 者》 職員と同一戸籍にある配偶者の方で、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。(S33.1.2生～H17.7.1生まれの方)
※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。
- 《こども》 職員の扶養するこどもで、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。(H13.1.2生～R3.1.1生まれの方)
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。
※こどもとは次のいずれかに該当する子をいいます。
(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します。)
該当しなくなった場合は、年齢22歳6カ月未満でも脱退となります。
 - 1. 職員の子で主としてその職員により生計を維持している者
 - 2. 職員の配偶者の子で職員と同一の世帯に属し、主として職員により生計を維持している者(職員の配偶者がすでに死亡しているときを含みます。)

【在職者の更新年齢限度】

職員・配偶者の方は年齢85歳6カ月まで、こどもは年齢22歳6カ月まで更新できます。

【退職後の制度】

《退職者継続加入制度》

任意生命保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意生命保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。

ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。

こどもは退職者継続加入制度の対象となりません。こどもは本人が退職後に到来する12月31日までの加入となります。

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

※詳細は係の方までお問合せください。

(ご注意)

- ①一旦加入すれば、その後病気になるられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。(同一人が職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- ③配偶者・こどものみで加入することはできません。
- ④配偶者・こどもは、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- ⑥職員が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記【退職後の制度】のとおり継続加入いただくことができます。
※被保険者の氏名変更やご家族の異動等の場合には、速やかに係の方へお知らせください。

保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

- 配偶者・子どもは、職員と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(配偶者・子どものみで加入することはできません。)
- 記載の掛金は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。また、掛金は直近更新日時点の保険年齢でご確認ください。
- 保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

職員の方は、**3,000万円～200万円**の保険金額から、
配偶者の方は、**1,000万円～200万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

月払掛金

対 象		職 員				配 偶 者					こども		(ご参考) 配偶者
申 込 保 険 金 額		3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円	400 万円	200 万円	500 万円
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)		3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円	400 万円	200 万円	500 万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)＋ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)		6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,600 万円	1,200 万円	800 万円	400 万円	600 万円	300 万円	1,000 万円
保 険 年 齢		(単位:円)										(単位:円)	(単位:円)
男 性	15歳～35歳 (S62.7.2生～H20.7.1生)	3,540	2,950	2,360	1,770	1,180	944	708	472	236	360	180	590
	36歳～40歳 (S57.7.2生～S62.7.1生)	4,140	3,450	2,760	2,070	1,380	1,104	828	552	276			690
	41歳～45歳 (S52.7.2生～S57.7.1生)	5,190	4,325	3,460	2,595	1,730	1,384	1,038	692	346			865
	46歳～50歳 (S47.7.2生～S52.7.1生)	6,900	5,750	4,600	3,450	2,300	1,840	1,380	920	460			1,150
	51歳～55歳 (S42.7.2生～S47.7.1生)	9,450	7,875	6,300	4,725	3,150	2,520	1,890	1,260	630			1,575
	56歳～60歳 (S37.7.2生～S42.7.1生)	13,110	10,925	8,740	6,555	4,370	3,496	2,622	1,748	874			2,185
	61歳～65歳 (S32.7.2生～S37.7.1生)	19,380	16,150	12,920	9,690	6,460	5,168	3,876	2,584	1,292			3,230
	66歳～70歳 (S27.7.2生～S32.7.1生)	28,140	23,450	18,760	14,070	9,380	7,504	5,628	3,752	1,876			4,690
女 性	15歳～35歳 (S62.7.2生～H20.7.1生)	2,370	1,975	1,580	1,185	790	632	474	316	158	※1人あたりの確定掛金です。 保険年齢 3歳～22歳 (H12.7.2生～ R2.7.1生)		395
	36歳～40歳 (S57.7.2生～S62.7.1生)	3,360	2,800	2,240	1,680	1,120	896	672	448	224			560
	41歳～45歳 (S52.7.2生～S57.7.1生)	3,930	3,275	2,620	1,965	1,310	1,048	786	524	262			655
	46歳～50歳 (S47.7.2生～S52.7.1生)	5,160	4,300	3,440	2,580	1,720	1,376	1,032	688	344			860
	51歳～55歳 (S42.7.2生～S47.7.1生)	6,660	5,550	4,440	3,330	2,220	1,776	1,332	888	444			1,110
	56歳～60歳 (S37.7.2生～S42.7.1生)	8,190	6,825	5,460	4,095	2,730	2,184	1,638	1,092	546			1,365
	61歳～65歳 (S32.7.2生～S37.7.1生)	10,560	8,800	7,040	5,280	3,520	2,816	2,112	1,408	704			1,760
	66歳～70歳 (S27.7.2生～S32.7.1生)	13,920	11,600	9,280	6,960	4,640	3,712	2,784	1,856	928			2,320

任意生命保険

保障額と掛金(続き)

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

保険金額 配偶者(500万円)はすでに加入されている方のみ継続加入することができます。

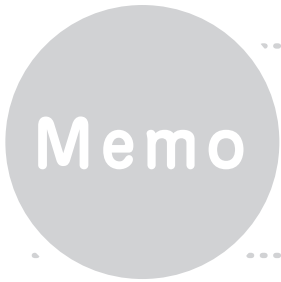
職員の方は、**3,000万円～200万円**の保険金額から、
配偶者の方は、**1,000万円～200万円**の保険金額からお選びください。

お子様は、**400万円・200万円**の保険金額からお選びください。

半年払掛金

対 象		職 員									こども		(ご参考) 配偶者
申 込 保 険 金 額		3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円	400 万円	200 万円	500 万円
疾病による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)		3,000 万円	2,500 万円	2,000 万円	1,500 万円	1,000 万円	800 万円	600 万円	400 万円	200 万円	400 万円	200 万円	500 万円
不慮の事故による場合 死亡保険金額(高度障がい保険金額)＋ 災害保険金額(災害高度障がい保険金額)		6,000 万円	5,000 万円	4,000 万円	3,000 万円	2,000 万円	1,600 万円	1,200 万円	800 万円	400 万円	600 万円	300 万円	1,000 万円
保 険 年 齢		(単位:円)									(単位:円)		(単位:円)
男 性	15歳～35歳 (S62.7.2生～H20.7.1生)	21,240	17,700	14,160	10,620	7,080	5,664	4,248	2,832	1,416	2,160	1,080	3,540
	36歳～40歳 (S57.7.2生～S62.7.1生)	24,840	20,700	16,560	12,420	8,280	6,624	4,968	3,312	1,656			4,140
	41歳～45歳 (S52.7.2生～S57.7.1生)	31,140	25,950	20,760	15,570	10,380	8,304	6,228	4,152	2,076			5,190
	46歳～50歳 (S47.7.2生～S52.7.1生)	41,400	34,500	27,600	20,700	13,800	11,040	8,280	5,520	2,760			6,900
	51歳～55歳 (S42.7.2生～S47.7.1生)	56,700	47,250	37,800	28,350	18,900	15,120	11,340	7,560	3,780			9,450
	56歳～60歳 (S37.7.2生～S42.7.1生)	78,660	65,550	52,440	39,330	26,220	20,976	15,732	10,488	5,244			13,110
	61歳～65歳 (S32.7.2生～S37.7.1生)	116,280	96,900	77,520	58,140	38,760	31,008	23,256	15,504	7,752			19,380
	66歳～70歳 (S27.7.2生～S32.7.1生)	168,840	140,700	112,560	84,420	56,280	45,024	33,768	22,512	11,256			28,140
女 性	15歳～35歳 (S62.7.2生～H20.7.1生)	14,220	11,850	9,480	7,110	4,740	3,792	2,844	1,896	948	※1人あたりの 確定掛金 です。 保険年齢 3歳～22歳 (H12.7.2生～ R2.7.1生)		2,370
	36歳～40歳 (S57.7.2生～S62.7.1生)	20,160	16,800	13,440	10,080	6,720	5,376	4,032	2,688	1,344			3,360
	41歳～45歳 (S52.7.2生～S57.7.1生)	23,580	19,650	15,720	11,790	7,860	6,288	4,716	3,144	1,572			3,930
	46歳～50歳 (S47.7.2生～S52.7.1生)	30,960	25,800	20,640	15,480	10,320	8,256	6,192	4,128	2,064			5,160
	51歳～55歳 (S42.7.2生～S47.7.1生)	39,960	33,300	26,640	19,980	13,320	10,656	7,992	5,328	2,664			6,660
	56歳～60歳 (S37.7.2生～S42.7.1生)	49,140	40,950	32,760	24,570	16,380	13,104	9,828	6,552	3,276			8,190
	61歳～65歳 (S32.7.2生～S37.7.1生)	63,360	52,800	42,240	31,680	21,120	16,896	12,672	8,448	4,224			10,560
	66歳～70歳 (S27.7.2生～S32.7.1生)	83,520	69,600	55,680	41,760	27,840	22,272	16,704	11,136	5,568			13,920

半年払掛金は月払掛金の **6倍** です。年払団体での新規加入者につきましては半年払掛金をご記入ください。



Memo

任意医療保険

【総合医療保険(団体型)】

この保険の特徴

- 掛金には**団体保険としての割引**が適用されます。
また、1年ごとに収支計算を行い、**剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます**。
※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- 医師の診査ではなく、**健康状態等の告知によるお申込み手続き**です。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」をご覧ください。
- **一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます**。
- ライフイベントの変化に合わせて、**毎年保障額の見直しができます**。
※ただし、健康状態等によっては保障額を増額できない場合があります。
- 1泊2日以上のご継続入院の場合、入院給付金をお受取りになれます。



ご参考

過去3年間の配当還元率※

年 度 (保険期間)	令和3年度 (R3.1.1～R3.12.31)	令和2年度 (R2.1.1～R2.12.31)	令和元年度 (H31.1.1～R1.12.31)
配当還元率	約 14.8%	約 16.0%	約 14.3%

※年間払込掛金に対する配当金の割合です。

●上記数値は各年度の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

加入資格

■以下の加入資格の他、「中途加入申込書兼告知書」裏面に記載の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる必要があります。
以下の年齢は令和5年7月1日現在の年齢です。

- 《職 員》 町村(一部の市を含む)、あるいは町村(一部の市を含む)の一部事務組合・広域連合、系統町村会に所属する次の者で、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。(S33.1.2生～H21.1.1生まれの方)
 - ・ 町村長、副町村長、常勤の職員および公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき派遣される職員。
 - ・ 系統町村会その他町村関係団体の常勤の職員。
- 《配 偶 者》 職員と生計を一にする配偶者の方で、年齢満18歳以上65歳6カ月以下の方。(S33.1.2生～H17.7.1生まれの方)
※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。
- 《こ ども》 職員と生計を一にすることも*で、年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。(H13.1.2生～R3.1.1生まれの方)
ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員でご加入ください。
この場合、入院給付金日額は同一となります。
*該当しなくなった場合は、年齢22歳6カ月未満でも脱退となります。

【在職者の更新年齢限度】

職員・配偶者の方は年齢75歳6カ月まで、こどもは年齢22歳6カ月まで更新できます。

※配偶者・こどもは職員と生計を一にする方です。

【退職後の制度】

《退職者継続加入制度》

任意医療保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「任意医療保険 退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。

ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。

こどもは退職者継続加入制度の対象となりません。こどもは本人が退職後に到来する12月31日までの加入となります。

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

※詳細は係の方までお問合せください。

(ご注意)

- ①一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②職員としての加入資格を有する配偶者は、職員としてご加入ください。(同一人が職員、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- ③配偶者・こどものみで加入することはできません。
- ④配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、こどもは職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ⑤保険期間中に職員が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも自動的に脱退となります。
- ⑥職員が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
ただし、所定の条件のもと手続きいただいた場合、上記【退職後の制度】のとおり継続加入いただくことができます。
※被保険者の氏名変更やご家族の異動等の場合には、速やかに係の方へお知らせください。

主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 124日 [通算] 1,095日
入院療養給付金	入院給付金をお支払いする入院をされたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回 ※3
手術給付金(20倍) ※4	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	—
手術給付金(5倍) ※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

・骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院・手術にかぎります。

(*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

ただし、新医療保障保険(団体型)から総合医療保険(団体型)への継続加入者については、当該継続加入日からその日を含めて1年以内の骨髄幹細胞の採取のための入院・手術であってもお支払い対象となります。(この場合、継続加入時における新医療保障保険(団体型)または総合医療保険(団体型)の入院給付金日額のいずれか低い金額が限度となります。)

※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。

※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日から経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。

※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。

※4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。

＜対象外の手術の例＞…「創傷処理」「皮膚切開術」等

また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。

保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記(※1～※4)等の制限事項の詳細については、【パンフレット(全版本)】P22「給付金のお支払事由」、P23「法令等の改正に伴う変更」、P31「注意喚起情報」「給付金をお支払いしない主な場合」、ならびにP33～P35「ご加入のみなさまへ」を必ずご確認ください。

保障額と掛金

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

●以下の入院給付金日額からご希望の入院給付金日額をお選びください。配偶者は職員と同額もしくはそれ以下、子どもは職員(配偶者も加入する場合は配偶者)と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。(配偶者・子どものみで加入することはできません。)

●記載の掛金は確定掛金です。ただし、掛金は毎年の更新日に再計算し適用します。また、掛金は直近更新日時時点の保険年齢でご確認ください。

●保険年齢71歳以上の方の掛金は、係の方へお問合せください。

月払掛金

職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額から、
配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・
3,000円の入院給付金
日額からお選びください。

対 象	職 員					こども	
申込入院給付金日額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
保 険 年 齢	(単位:円)					(単位:円)	
15歳～19歳 (H15.7.2生～H20.7.1生)	1,524	1,270	1,016	635	381	825	495
20歳～24歳 (H10.7.2生～H15.7.1生)	2,292	1,910	1,528	955	573		
25歳～29歳 (H 5.7.2生～H10.7.1生)	2,832	2,360	1,888	1,180	708		
30歳～34歳 (S63.7.2生～H 5.7.1生)	3,084	2,570	2,056	1,285	771		
35歳～39歳 (S58.7.2生～S63.7.1生)	3,204	2,670	2,136	1,335	801		
40歳～44歳 (S53.7.2生～S58.7.1生)	3,420	2,850	2,280	1,425	855		
45歳～49歳 (S48.7.2生～S53.7.1生)	4,032	3,360	2,688	1,680	1,008		
50歳～54歳 (S43.7.2生～S48.7.1生)	5,196	4,330	3,464	2,165	1,299		
55歳～59歳 (S38.7.2生～S43.7.1生)	7,008	5,840	4,672	2,920	1,752		
60歳～64歳 (S33.7.2生～S38.7.1生)	9,324	7,770	6,216	3,885	2,331		
65歳～69歳 (S28.7.2生～S33.7.1生)	12,588	10,490	8,392	5,245	3,147		
70歳 (S27.7.2生～S28.7.1生)	15,888	13,240	10,592	6,620	3,972		

保険年齢
3歳～22歳
(H12.7.2生～
R2.7.1生)

保障額と掛金(続き)

払込方法は加入団体ごとに決まっておりますので、係の方にお問合せください。

※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。

半年払掛金

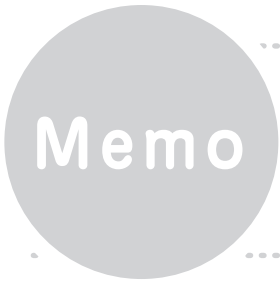
職員の方は、12,000円～5,000円の入院給付金日額から、
配偶者の方は、10,000円～3,000円の入院給付金日額からお選びください。

お子様は、5,000円・
3,000円の入院給付金
日額からお選びください。

対 象	職 員					配 偶 者	こ ども	
申 込 入 院 給 付 金 日 額	12,000円	10,000円	8,000円	5,000円	3,000円		5,000円	3,000円
保 険 年 齢						(単位:円)		
15歳～19歳 (H15.7.2生～H20.7.1生)	9,144	7,620	6,096	3,810	2,286		4,950	2,970
20歳～24歳 (H10.7.2生～H15.7.1生)	13,752	11,460	9,168	5,730	3,438			
25歳～29歳 (H 5.7.2生～H10.7.1生)	16,992	14,160	11,328	7,080	4,248			
30歳～34歳 (S63.7.2生～H 5.7.1生)	18,504	15,420	12,336	7,710	4,626			
35歳～39歳 (S58.7.2生～S63.7.1生)	19,224	16,020	12,816	8,010	4,806			
40歳～44歳 (S53.7.2生～S58.7.1生)	20,520	17,100	13,680	8,550	5,130			
45歳～49歳 (S48.7.2生～S53.7.1生)	24,192	20,160	16,128	10,080	6,048			
50歳～54歳 (S43.7.2生～S48.7.1生)	31,176	25,980	20,784	12,990	7,794			
55歳～59歳 (S38.7.2生～S43.7.1生)	42,048	35,040	28,032	17,520	10,512			
60歳～64歳 (S33.7.2生～S38.7.1生)	55,944	46,620	37,296	23,310	13,986			
65歳～69歳 (S28.7.2生～S33.7.1生)	75,528	62,940	50,352	31,470	18,882			
70歳 (S27.7.2生～S28.7.1生)	95,328	79,440	63,552	39,720	23,832			

保険年齢
3歳～22歳
(H12.7.2生～
R2.7.1生)

半年払掛金は月払掛金の **6倍** です。年払団体での新規加入者につきましては半年払掛金をご記入ください。



Memo

正しく告知いただくために

- ◆任意生命保険および任意医療保険は、加入される方々が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。
- ◆任意生命保険および任意医療保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。
以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1 健康状態等について、被保険者ご本人があらのままを告知してください。(告知義務)

- 申込日現在および過去の健康状態等について、事実をありのままお知らせいただくことを「告知」といいます。
- この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に「申込書兼告知書」の裏面に記載されている「質問事項」について、告知いただく義務(告知義務)があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・手術の有無、治療期間等)、現在の健康状態等について、「中途加入申込書兼告知書」でおたずねすることを十分で確認のうえ、「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる場合のみ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは、告知されたことになりません。

- この保険は、「中途加入申込書兼告知書」をご提出いただくことで、健康状態等について「告知」いただくこととなります。
- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず「中途加入申込書兼告知書」にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりませんので、ご注意ください。

3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 「質問事項」には過去の傷病歴等について記載しておりますが、質問事項に記載の『医師の治療・投薬』には、次のもの(*)は含まれませんので、傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。
詳細については、「6『中途加入申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をあわせてご確認ください。
- (*) 医師の治療・投薬には、一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、妊娠(正常)、手足の骨折によるものは含まれません。

4 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「中途加入申込書兼告知書」裏面に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。(*)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
また、すでにお払込みいただいた掛金は払戻しません。
(ただし、保険金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (*) 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。
こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
- 「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。
たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた掛金は払戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。
ただし、任意医療保険の給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等によりご契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6 「中途加入申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

- 新規加入する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「中途加入申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
(※)「中途加入申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「中途加入申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「中途加入申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険契約内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください、告知内容が事実と相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「中途加入申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

【質問事項】

任意生命保険(団体定期保険)

- (ア) 申込日現在、職員は健康上の理由で就業制限(*1)を受けていますか。
(配偶者および子どもは、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬(*2)を受けたことがありますか。)
- (イ) 申込日から過去1年以内に、病気またはけがで手術を受けたこと、連続14日以上入院をしたことがありますか。
- (ウ) 申込日から過去1年以内に、病気またはけがで、14日以上にわたり(*3)医師の治療・投薬(*2)を受けたことがありますか。

任意医療保険(総合医療保険(団体型))

- (ア) 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬(*2)を受けたことがありますか。
- (イ) 申込日から過去5年以内に、病気またはけがで手術を受けたことがありますか。
- (ウ) 申込日から過去5年以内に、病気で連続7日以上入院もしくは7日以上にわたり(*4)医師の治療・投薬(*2)を受けたことはありますか。

【補足説明】

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による治療・投薬のほか、診察・検査・指示・指導を含みます。
(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、妊娠(正常)、手足の骨折によるものは含まれません。
- *3 「14日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が14日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が14日以上の場合や、合計14日以上分の投薬を受けた場合は、「14日以上」となります。
- *4 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日以上分の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。

【14日間の例】



○なお、以下のような場合は告知事項に当てはまりませんので、質問事項に記載の内容からは除かれます。

- ・医師の指示ではなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯を受けた
- ・妊娠(正常)で入院した

- 「中途加入申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

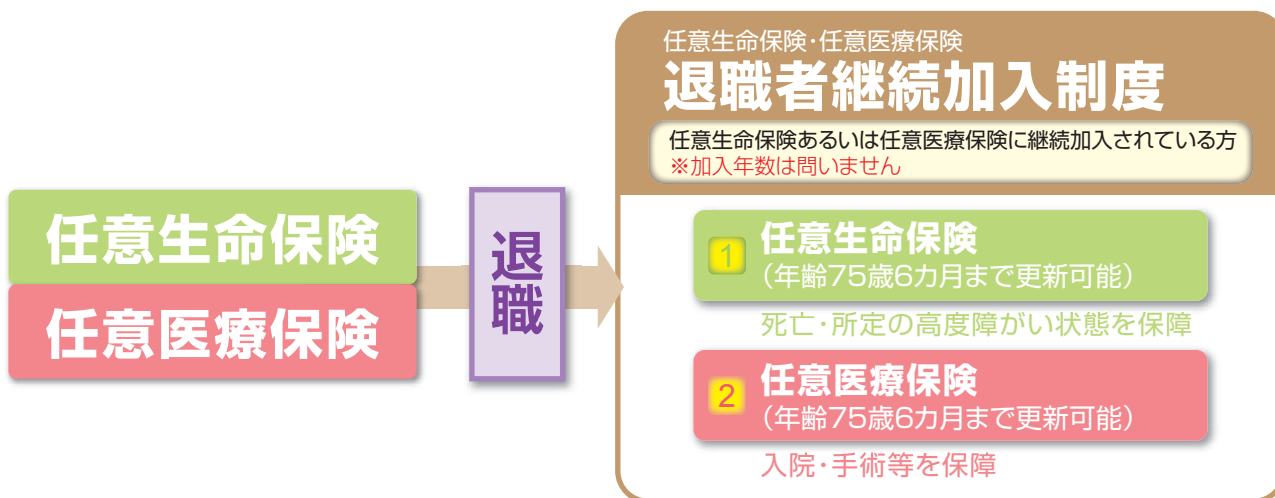
退職者継続加入制度 【任意生命保険・任意医療保険】

これから退職される方へ

退職後継続加入を希望される方のお手続きは更新時ではなく、退職時にお手続きいただきます。詳細は係の方へお問合せください。

● 退職後加入者の事務は事務代行会社(株式会社日本共同システム)への外部委託(退職者直轄制度)となっております。

退職後における制度の取扱いについて 〈退職後に継続してご加入になれる制度〉



退職者継続加入制度について (任意生命保険・任意医療保険)

- 保険金額・入院給付金日額は、退職直前に加入していた金額以下で選ぶことができます。
- 退職者継続加入制度への移行時およびその後の更新時に保険金額・入院給付金日額を増額することはできません。

加入資格

① 任意生命保険 ② 任意医療保険 共通

任意生命保険・任意医療保険に加入されていた職員・配偶者の方は、退職後も「退職者継続加入制度」に年齢75歳6カ月まで継続加入できます。

ただし、配偶者のみで継続加入することはできません。

こどもは退職者継続加入制度の対象となりません。こどもは本人が退職後に到来する12月31日までの加入となります。

なお、任意生命保険のみ、または任意医療保険のみを継続することもできます。(更新時のみ)

※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。

※詳細は係の方までお問合せください。

退職時のお取り扱い

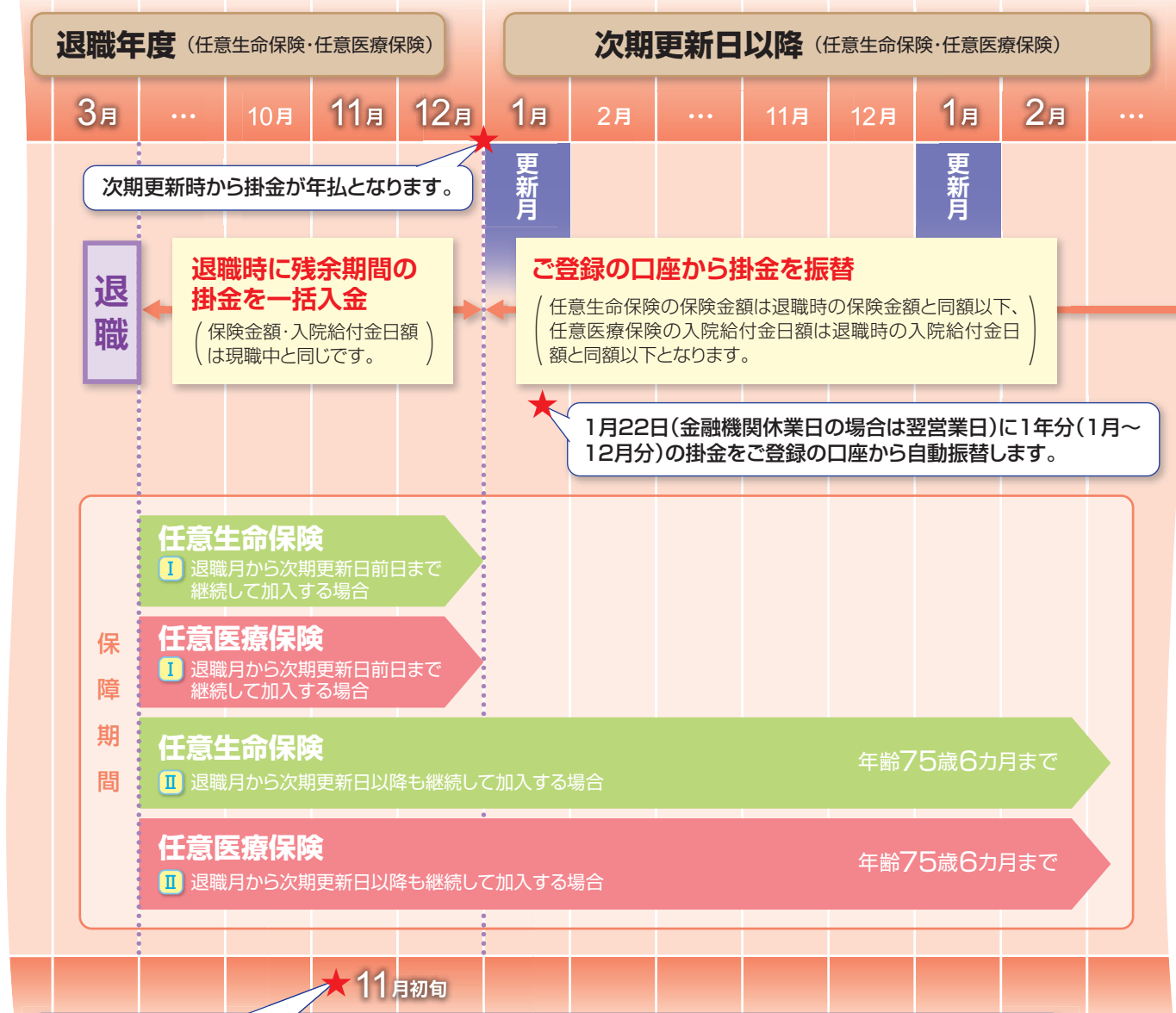
① 任意生命保険

② 任意医療保険

共通

退職月から次期更新日(1月1日)以降も継続してご加入を希望される方は、退職時に退職翌月から次期更新日前月(当年12月)までの残余期間の掛金を一括で入金いただくとともに、「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を11月初旬までに係の方へご提出ください。

(例) 令和5年3月末日をもって退職され、退職後も継続してご加入を希望された場合



- 「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」のご提出のタイミングにより、口座振替および「申込書(退職者用)」の印字がされる場合とされない場合があります。

	提出時期	口座振替	「申込書(退職者用)」の印字
①	7月末	○	○
②	8月以降11月初旬	○	×
③	11月初旬以降	×	×

※上記の「提出時期」において、いずれも生命保険会社での受付・手続きが完了している必要があります。
 ※②(8月以降11月初旬)、③(11月初旬以降)の場合は、以下の書類を必ずセットでご提出する必要があります。

	提出書類	記入内容等
1	退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書	記入・(金融機関お届け印)押印
2	申込書兼告知書	加入区分「脱退」を○で囲み、申込印を押印
3	申込書(退職者用)	白紙に必要事項を記入・押印(同額または減額のみ)

- 退職者継続加入の意思がありながら、申込締切日(11月初旬)に間に合わなかった方や締切日以降に退職された方は、各加入団体から掛金が徴収されます。申込締切日(11月初旬)以降、年度内に「退職者継続加入通知書兼預金口座振替依頼書」を提出された方は、翌年度から退職者直轄扱として取扱われますが、口座振替は翌々年度からになります。

任意生命保険

任意医療保険

任意収入補償保険

【団体長期障害所得補償保険】

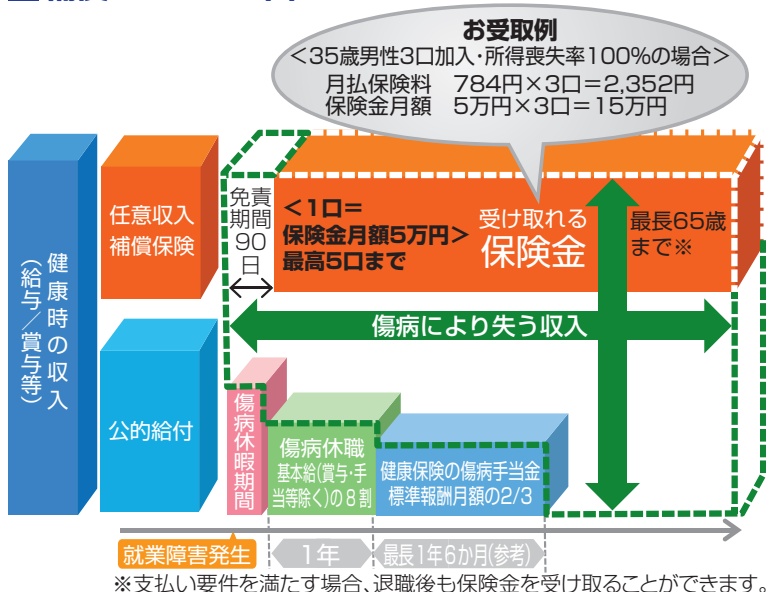
(GLTD=Group Long Term Disability)

引受幹事保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

この保険の特徴

- 長期療養時の補償**
ケガや病気により、免責期間(90日)を超えても仕事ができない状態が続いている場合に**最長で65歳まで所得を補償**します。
(傷病が原因でやむを得ず会社を退職する場合でも、お支払条件を満たすかぎり保険金は継続して受け取ることができます。)
- 精神障害も補償**
躁うつ病等の**精神障害**により、免責期間(90日)を超えても仕事ができない状態が続いている場合に**最長で24か月所得を補償**します
(精神障害補償特約セット)。
- 妊娠に伴う障害も補償**
妊娠、出産、早産または流産による**身体障害**により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します
(妊娠に伴う身体障害補償特約セット)。 ※女性のみセットされています。

補償のイメージ図



月々の保険料 <1口=保険金月額5万円あたり>

《ご加入口数の設定について》

- ◆5口以下で設定してください。
- ◆「口数×5万円×1.2」が年収の**50%以下**となるように設定してください。

年齢	男 性	女 性
15～24歳	467 円	357 円
25～29歳	495 円	501 円
30～34歳	602 円	671 円
35～39歳	784 円	972 円
40～44歳	1,112 円	1,327 円
45～49歳	1,579 円	1,867 円
50～54歳	2,093 円	2,360 円
55～59歳	2,490 円	2,535 円
60～64歳	2,362 円	2,163 円

団体割引
15%適用!

※年齢は令和5年1月1日時点の満年齢です。

※記載の保険料は団体割引15%を適用しています。

※精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)、
天災危険補償特約をセットしています。

取扱内容

- ◆加入資格 : 町村(一部の市を含む)とその一部事務組合・広域連合および系統町村会に所属する町村長、副町村長、常勤の職員(雇用期間1年以上)で令和5年1月1日において満15歳以上満64歳以下で、告知日時点で正常に勤務されている方。
 - ◆保険期間(ご契約期間) : 令和5年7月1日午後4時より令和6年1月1日午後4時
- ※このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては専用WEBサイトに掲載の「任意共済のご案内パンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。

任意収入補償保険は 専用WEBサイト からお申込みいただけます。

1 専用WEBサイトにアクセス

初回ログイン用URLを入力し、パソコン・スマートフォンからアクセスしてください。

【初回ログイン用URL (PC・スマートフォン共通)】 <https://aioinissaydowa-wpm.force.com/OrganizationCodeinputPage>

※下記ユーザ情報を登録以降は、「メールアドレス登録のお知らせ」メール本文中のURLからアクセスしてください。

2 団体コードを入力し、ログイン、ユーザ情報を登録

団体コード欄に「PLH01」を入力し、ログインしてください。

※共用メールアドレスはご登録いただけません。

メールアドレスは、必ず利用可能(受信可能)なアドレスを登録してください。登録したメールアドレス宛にメールが送信されます。ドメイン指定を設定されている場合、各種お手続きに関するメールを受信することができませんので、ドメイン指定の設定を受信可能に変更後に、ご登録ください。

3 お申込みいただいた方には後日、口座振替依頼書を加入団体の係の方経由でお送りさせていただきます。

WEBの入力のみでは、お申込みは完了しません。口座振替依頼書を加入団体の係の方経由でお送りさせていただきますので、ご返送をもって、お申込みが完了します。

保険料は令和5年8月22日より指定口座から引落します(月払)。毎月22日が引落日です(金融機関休業日の場合翌営業日)。

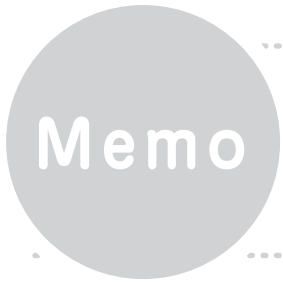
【初回ログイン用QRコード】



(注)QRコードは
(株)デンソーウェーブの
登録商標です。

引受保険会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(幹事:分担割合76%)
損害保険ジャパン株式会社(非幹事:分担割合20%)
日本生命保険相互会社(非幹事:分担割合4%)

取扱代理店
株式会社千里



Memo

- 1 新規加入される場合、「中途加入申込書兼告知書」裏面に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となることが必要です。
「正しく告知いただくために」を十分確認いただき、お申込みください。
- 2 新規加入される方は、「中途加入申込書兼告知書」を係の方へご提出ください。
また、死亡保険金受取人欄に個人名を記入し、職員（配偶者）との続柄が「その他（９）」となる方を職員（配偶者）の死亡保険金受取人とされる場合は、「死亡保険金受取人指定書」をあわせてご提出ください。
- 3 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印（申込印と同一のもの）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

(第1号様式の3)

全国町村等職員 任意生命保険・任意医療保険 中途加入申込書兼告知書 (団体定期保険・総合医療保険 (団体型))

全国町村会長 殿

931 1988
9001 95060

①加入団体控

加入団体名

〇〇町役場

1 体の掛金払込方法
(月払・半年払・年払)

申込締切日

令和 5 年 4 月 28 日

効力発生日

令和 5 年 7 月 1 日

No.

2 求団体コード 検査 被保険者番号

089876500

99999

被保険者番号も、必ずご記入ください。(新規加入される場合、被保険者番号にある最終数字の次から付番してください)

パンフレット記載の意向確認欄を見て商品内容が自身の意向に合致していることを確認し、パンフレットに記載の重要事項「[契約概要]」「[注意喚起情報]」を含む、医療保険保険契約内容要約書および個人情報の取扱い等について来・同意のうえ、以下のとおり加入 (変更) を申込みます。
なお、告知内容は事実と相違ないことを確認しました。

3 申込日 (告知日)

令和 5 年 3 月 1 日

家族区分	被保険者氏名 (カタカナ)		性別	生年月日	
	セイ	メイ		年	月
職員	ザンコウ	タロウ	男性	60	02
配偶者	ザンコウ	ハナコ	女性	62	10
子ども	ザンコウ	イチロウ	男性	26	12
子ども	ザンコウ	サトコ	女性	28	11

7 【任意生命保険】
本人≧配偶者、本人≧子ども

新規	(3000)	(1500)	(600)	訂正印 不要
間額	(2500)	(1000)	(400)	
間額	(2000)	(800)	(200)	
注	全			
新規	(1000)	(500)	(200)	訂正印 不要
間額	(800)	(600)	(200)	
新規	(400)	(200)		訂正印 不要
間額	(400)	(200)		
新規	(400)	(200)		訂正印 不要
間額	(400)	(200)		

7 【任意医療保険】
本人≧配偶者≧子ども

新規	(12000)	(8000)	訂正印 不要
間額	(10000)	(5000)	
間額	(8000)	(3000)	
新規	(10000)	(5000)	訂正印 不要
間額	(8000)	(3000)	
新規	(5000)	(3000)	訂正印 不要
間額	(5000)	(3000)	
新規	(5000)	(3000)	訂正印 不要
間額	(5000)	(3000)	

8 死亡保険金受取人

2名以上指定する場合は「死亡保険金受取人指定書」の提出が必要。
任意医療保険のみ加入者は、記入不要 (記入ありは不備)
任意医療保険のみ加入者は記入不要です。
配偶者1人の指定であつても人数欄に1と記入要
太線内にもれなく記入し、該当箇所を○印で囲んでください。

9 申込印 (告知印)

本人	全
配偶者	全
子ども	全
子ども	全
子ども	全

この中途加入申込書兼告知書の記載事項について、事実であることを確認のうえ、申込印を押印してください。
※子どもが未成年のときは、親権者が押印してください。
※5枚ともすべて押印してください。

・掛金は団体の掛金払込方法 (月払・半年払・年払) に応じた掛金をご記入ください。

10 掛金合計

5,492

7,524

13,016

11 告知欄

新規加入する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および裏面の質問事項を確認のうえ告知します。

*職員 (主たる被保険者) が新規加入する申込者の告知を取りまとめるのうえ、以下の内容に相違ない場合はチェック欄にチェック (印) してください。
(注) 質問事項に対する答えが「はい」となる方は新規加入することができません。

新規加入する全ての申込者について、質問事項に対する答えが全て「いいえ」となります。

☑ (チェック欄)

・子どもの死亡保険金受取人は職員に指定します。
受取人は職員に指定します。

新規のみ
チェック要

ニ支社コード(3桁)	支社コード(2桁)	支社・法人SC事務担当者
担当名・コード(7桁)		
使用欄		印

家族区分	氏名	性別	年齢	死亡保険金受取人	医療保険加入者
本人	ザンコウ タロウ	男性	60	全	全
配偶者	ザンコウ ハナコ	女性	62	全	全
子ども	ザンコウ イチロウ	男性	26	全	全
子ども	ザンコウ サトコ	女性	28	全	全

・この告知欄において、掛金、給付金を不適法に取得する目的があったとみなされる場合は、この告知欄の全欄または一部は無効となり、すでに記入された部分は消去されます。
・複数の保険会社による共同加入契約の場合、各保険会社より引当保険料が支払を受ける場合があります。引当保険料は引当割合に応じて保険料上の増額を支払うものでもあり、相互に関連して責任を負うものではありません。また、将来に向かって引当保険料および引当割合の変更もあり得ます。

K21-341
(幹事会社) 日本生命保険相互会社

※当「中途加入申込書兼告知書」は記入見本用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

- ◎ 令和5年4月28日(金)までに係の方にご提出ください。
- ◎ 白紙の「中途加入申込書兼告知書」等が必要な場合は、係の方までご請求ください。

チェック欄	確 認 項 目		
	任意生命保険	任意医療保険	
✓	①	加入団体名を記入し、掛金払込方法を○で囲んでください。(払込方法は加入団体ごとに決まっています。)	
✓	②	係の方に確認いただき、正確にご記入ください。	
✓	③	「中途加入申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。 ※告知日として重要です。(募集期間は3/1～4/28です。)	
✓	④	氏名は全てカタカナでご記入ください。	
✓	⑤	性別・年号を○で囲み、生年月日をご記入ください。	
✓	⑥	配偶者・子どもも申込みされる場合、ご記入ください。 ※夫婦ともに職員の場合は、配偶者の方も職員(本人)として別々にお申込みください。 ・配偶者・子どものみのお申込みはできませんので、ご本人さまとのセットでお申込みください。	
✓	⑦	今回申込みされる加入区分・保険金額を○で囲み、掛金は払込方法に応じてP4・P5の該当箇所を参照のうえご記入ください。 ただし、保険金額は「本人≧配偶者、本人≧子ども」とします。	今回申込みされる加入区分・入院給付金日額を○で囲み、掛金は払込方法に応じてP8・P9の該当箇所を参照のうえご記入ください。 ただし、入院給付金日額は「本人≧配偶者≧子ども」とします。
✓	⑧	職員・配偶者の死亡保険金受取人を指定し、氏名(カタカナ)・続柄コード・人数をご記入ください。	任意医療保険のみご加入の方は、記入不要です。
✓	⑨	必ず5枚すべてに申込印を押印してください。(スタンプ印可) (職員と配偶者は別の印を押印してください。)	
✓	⑩	掛金合計額をご記入ください。	
✓	⑪	・新規加入をご希望の方は、「中途加入申込書兼告知書」裏面の〈質問事項〉をご確認ください。 ・職員が新規加入のお申込みをされる方の告知を取りまとめのうえ、新規加入する全ての申込者について質問事項に対する答えが全て「いいえ」となることを確認のうえ、チェック欄にチェックしてください。(レ点をご記入ください。) ※質問事項に対する答えが「はい」となる方は、新規加入することができません。	
✓	注	内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。	

任意生命保険

任意医療保険

任意生命保険 任意医療保険 のお問合せ

- ご照会、保険金・給付金請求方法につきましては、係の方までお問合せください。
- また、募集期間中のお申込み手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、以下「制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先」に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでご連絡ください。
- なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、以下の日本生命窓口までご連絡ください。

<東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県・栃木県・群馬県・茨城県・山梨県>

日本生命保険相互会社
法人サービスセンター

TEL: 0120-563-925(通話料無料)

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3 を除く。)]

<上記以外の道府県>

日本生命保険相互会社
企業保険サービス課

TEL: 0120-123-840(通話料無料)

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3 を除く。)]

※お問合せの際には、記号証券番号(任意生命保険は 931-1988、任意医療保険は 900-95060)をお知らせください。

*支払業務全般のお問合せ先 日本生命保険相互会社 団体保険支払サービス課 TEL: 0120-302-438(通話料無料)

任意収入補償保険 のお問合せ

- お手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、係の方までお問合せください。
- また、募集期間中の申込手続きや当制度の内容に関するご照会につきましては、以下に記載のあいおいニッセイ同和損保 専用コールセンターまでご連絡ください。

<保険金の請求に関する連絡先>

事故が起こった場合は、ただちにあんしんサポートセンターまでご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター

TEL: 0120-985-024(無料)

【24 時間・365 日受付】

※おかけ間違いにご注意ください。

※IP 電話からは 0276-90-8852(有料)におかけください。

制度内容・お申込み手続きに関するお問合せ先

任意生命保険・
任意医療保険

ニッセイ団体保険コールセンター

通話料無料

0120-375-696

※保険金・給付金請求方法に関しては、係の方へご確認ください。

〈受付期間〉

令和5年3月1日(水)～
令和5年4月28日(金)

任意
収入補償保険

あいおいニッセイ同和損保 専用コールセンター

通話料無料

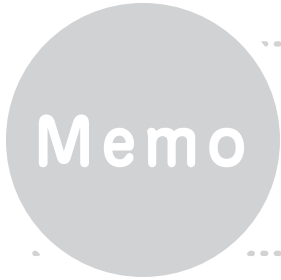
0120-500-826

〈受付時間〉

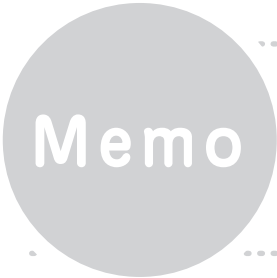
月曜日～金曜日 9:00～17:00
(祝日を除く。)

※お問合せの際には団体名「全国町村会」をお知らせください。受付期間外の場合は係の方へお問合せください。

※ご家族からいただくご照会内容によっては、個人情報保護の観点からご回答を制限させていただく場合がございます。



Memo



Memo

ベネフィット N のご紹介

お得な割引・特典がいっぱい！

生活、レジャー・エンタメ、グルメ等の**豊富なメニューを優待価格**でご利用になれます

宿泊

■ ベネフィット・ステーション おもてなしの宿

優雅に楽しむくつろぎの空間

全国 4 施設

くつろぎの部屋、きめ細やかなおもてなしと四季折々の自慢の料理を納得のプライスで！
ご家族やお仲間との大切なひとときを、心ゆくまでお楽しみください。

ベネフィット・ステーション 賢島



太陽と海と大地、豊かな自然に恵まれた風光明媚な賢島で癒しのひとときを

和室 素泊まり
2名以上1室/お1人様 平日・休日
5,280円
※休前日・特定日は2食付のみ
8,920円～13,270円

ベネフィット・ステーション 箱根宮城野



緑深い箱根の露天で思う存分温泉に戯れる

和室 素泊まり
2名以上1室/お1人様 平日・休日
5,790円
※休前日・特定日は2食付のみ
9,430円～13,680円

グルメ

■ 飲食店・デリバリー

全国
25,000店

最大
50%
Off

掲載の加盟店で**20～50% off** 等になるおトクな特典を配信中！



etc...

レジャー・エンタメ

レジャー

箱根ガラスの森美術館



入館料 おとな
1,800円⇒
1,600円他

最大
500円
off

カラオケ

カラオケ本舗まねきねこ



室料
30% off 他

最大
30%
off

カラオケルーム歌広場



室料**10～20% off**※20:00迄の入店 他

カー

レンタカー

ニッポンレンタカー



WEB申込で一般料金より
17～55%OFF
(※24時間利用の場合) 等

レンタカー

タイムズカーレンタル



クーポンで一般料金より
10～50%OFF

バリューサービス のご紹介

日本生命ならではの！

日本生命グループおよび提携先より、各種商品・サービスを期間限定で**特別優待価格**にてご提供！

H.I.S. ベネフィットデスク



- ・会員限定の商品・割引をご紹介！
- ・添乗員同行ツアーに会員限定割引！
- ・指定の駐車場を無料または優待価格にてご提供！

おそうじ本舗



「普段のおそうじから専門清掃まで」
日頃の落としきれない汚れをプロならではの技術と道具でキレイにします。

ヘルスケアサポート のご紹介

専門家がサポート！

あなたのお悩み・・・

健康

介護

メンタルヘルス

育児

など

お電話やメール等でいつでもご相談になれます！

全国の町村等職員のみなさまへ



N-コンシェルジュ

(企業保険商品付帯サービス)のご案内

任意生命保険・任意医療保険
[団体定期保険・総合医療保険(団体型)]
ご加入者特典!

N-コンシェルジュは、対象商品のご加入者のみなさまがご利用になれるサービスです。健康管理から趣味に至るまで豊富なメニューをご用意。

詳細は
裏面へ!

生活に役立つ情報・特典がいっぱい!!

1 ベネフィットN



生活、レジャー・エンタメ、グルメ等の豊富なメニューを優待価格でご利用になれます

2 バリューサービス



日本生命グループおよび提携先より、各種商品・サービスを期間限定で特別優待価格にてご提供します。

3 ヘルスケアサポート



健康、介護、メンタルヘルスに関してのご相談を専門家がお受けいたします。ご加入者のみならず、同居のご家族も無料でご利用になれます。

コンビニ商品
が当たる!

N-コンシェルジュ 利用者限定キャンペーン 開催中!

10月



森永製菓
チョコモナカジャンボ

11月



明治 ガルボチョコボケットバック・ガルボつぶ練り毎ボケットバック・ガルボほろにがブラックボケットバックいずれか1つ

12月



森永 ピノ

1月



アプレミアムのむヨーグルト
ブルーベリー
190G

※キャンペーンは予告なく変更または中止する場合がございます。 ※キャンペーンの応募期間等の詳細は、N-コンシェルジュのサイト内でご確認ください。

N-コンシェルジュへのアクセス方法は簡単!!

【URL】 <https://nlp.smktg.jp/public/seminar/view/55>

「お気に入り」に登録されたみなさまへ

ログイン後のTOPページを「お気に入り(ブックマーク)」に追加されると、再アクセス時にログイン画面が表示されます。ログインIDには「zenkokuchouson」を入力してください。



【ご留意点】

●「N-コンシェルジュ」(加入者向けサービス)をご利用になれるのは、日本生命対象商品にご契約されている団体の加入者となります。新規に加入された場合、加入月(効力発生日)の第4日曜日の翌日午前8時からご利用可能です。ご加入日はパンフレットをご確認ください。なお、お手続き状況によっては、ご利用が1カ月遅れる場合がございますので、ご了承ください。＜対象商品＞所定の要件を満たす(新)団体定期保険、総合医療保険(団体型)、3大疾病保障保険(団体型)、または団体長期障害所得補償保険 ●「ヘルスケアサポート」は、加入者の同居の家族もご利用になれます。●「N-コンシェルジュ」の特典である商品・サービスのうち、各提携先が提供する商品・サービスのご利用に関して生じた損害について、日本生命は責任を負いません。●12月31日～1月3日、5月3日～5月5日、3月・6月・9月・12月の25日直前の日曜日は定期メンテナンスのため、当サービスはご利用できません。定期メンテナンス日以外も、定期または不定期にご利用を停止する場合があります。●記載の情報は、2022年3月現在の情報です。サービスは予告なく、変更または終了する場合があります。